

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田 市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオン	往25.8km 復25.8km	362日	1086回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	362日	724回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	243日	486回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	椿島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	362日	362回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	椿島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	243日	729回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) 長部今泉線	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往13.8km 復13.8km	362日	362回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) たかたコミュニティバス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往19.2km 循環	362日	2172回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(8) デマンド交通中平・坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(9) デマンド交通気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(有)高田交通	(10) デマンド交通小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田 市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオン	往25.8km 復25.8km	361日	1083回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	244日	488回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	椿島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	椿島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	244日	732回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(4) 長部今泉線	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往13.8km 復13.8km	361日	361回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(5) たかたコミュニティバス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往19.2km 循環	361日	2166回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) デマンド交通中平・坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) デマンド交通気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(有)高田交通	(8) デマンド交通小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田 市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオン	往25.8km 復25.8km	361日	1083回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	244日	488回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	椿島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	椿島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	244日	732回		路線定期	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(4) 長部今泉線	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往13.8km 復13.8km	361日	361回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(5) たかたコミュニティバス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往19.2km 循環	361日	2166回		路線定期	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) デマンド交通中平・坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) デマンド交通気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③
	(有)高田交通	(8) デマンド交通小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交通ネットワーク大船渡線BRTと接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岩手県陸前高田市
-------	----------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	18,262
交通不便地域	18,262

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
18,262人	陸前高田市全域	過疎法第2条第1号

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
陸前高田市地域公共交通網形成計画	平成31年3月8日	令和4年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)